

資料

沖縄国際大学 沖縄法政研究所（第48回講演会）

「性的少数者の権利—日本・沖縄における過去の変遷と今後の留意点—」

■ 講師 清水太郎氏 ■

（沖縄法政研究所特別研究員）

○司会

佐藤先生、お時間です。2時になりました。よろしくお願いたします。

○佐藤学氏

今日は、沖縄国際大学沖縄法政研究所第48回講演会にご参加いただきましてありがとうございます。様々、特に12月の週末は多くのイベントが重なっている中、法政研の講演会に、ご参加いただきましてありがとうございます。私は沖縄法政研究所所長の佐藤学と申します。今日は清水太郎先生、昨年度まで沖縄国際大学法学部の同僚で法政研究所の副所長をされて、今年の4月から千葉県の清和大学に移られて、ご専門の研究教育をされている方です。

今日のお話は性的少数者の権利で、復帰後、半世紀ぐらいで、沖縄と日本でどのように変わってきて、これからどのようなことを考えていくべきかというお話をしていただきます。沖縄法政研究所は今年度のテーマとして、施政権返還50年を掲げています。72年から50年経ったということで、沖縄では非常に大きく取り上げられて、新聞やテレビでもという、古いメディアでは、非常に盛り上がったわけです。沖縄法政研究所も法律、政治の分野で、この50年間を振り返る、あるいは50年間を検討するという企画をやってまいりました。今日が、年度企画の最後に当たります。

一つ付け加えますと、4月に私の1年生と2年生の担当クラスが合わせて16人、17人いて、2クラスで33人。それで社会人で入られた方、お1人を除いて、今年が復帰50年であることを知っている学生がゼロだったという衝撃的なことがありました。難しいことを聞いたんじゃないかと、今年には沖縄の歴史で非常に大きな節目なんですけども、何の年ですかという、そういう質問です。答えは復帰50年ということ

を言えた学生がいなかったという、そのような状況があります。彼らの名誉のために言いますとその後、今年1年間、県立博物館の「復帰前復帰後展」を見に行かせたり、あるいは前回法政研の講演会をやっていただいた、琉球新報論説委員長の宮城修先生が書かれた『ドキュメント〈アメリカ世〉の沖縄』という本を今、2年生に読ませていて、彼らはそれを読んで或いは博物館の展示を見に行き、レポートを書かせたりしますと、ちゃんと考えて書けるわけです。要するに彼らが知らないのはこれまで学んでないからで、それは、学ぶ機会を与えてこなかった私たち大学も含めて教育に携わる者の責任で、沖縄の若い人たちがそういう状況にあるということ。私たちはそれをちゃんと考えて、学生だけでなく沖縄の若い人たちに、沖縄の歴史を語り継いでいくことが必要だろうと思います。

ということで、今日の私のごあいさつは終わりです。もう一つ、これに今日はZoomのウェビナーというものでやっております。参加されている皆さんからの御質問があれば、チャットでお寄せください。チャットは画面の下のほう、どこかにチャットというアイコンがありますので、そこにご質問を書きいただければ、私が読んで清水先生のご講演が終わった後で、それで御質問をするという時間をつくれます。では、清水先生よろしくお願いたします。

◆講演会

○清水太郎氏

ご紹介いただきました清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

画面を共有してパワーポイントを出したいと思います。今、このレインボーカラーのスライドが映っているかと思います。下手なのは承知の上でスライドを作らせていただきました。これに沿ってお話しさせていただきたいと思います。

今日の内容はこんな感じでございます (ppt2)。

目次

1. はじめに
2. 自己紹介
3. 本報告の問題意識
4. これまでの経緯
5. 現在の問題点
6. 今後の留意点
7. おまけ～世界は今～
8. おわりに



(ppt2)

目次に沿ってお話しさせていただきたいと思います。早速中身に入っていきたいと思いますが、まず、はじめにというところですね (ppt4)。少々お待ちください、すみません。大変失礼しました。

まずは、今回沖縄法政研究所の講演会ということで、この沖縄法政研究所というのが沖縄国際大学に何で設けられたのかなという、その基本のところから考えてみたいと思いました。後でお話し申し上げますように私は沖縄法政研究所に大変お世話になってございまして、今、私がいるのは、沖縄国際大学に支えていただいたからだというように自覚しています。そこで講演会をさせていただくということで、基本のところから見ていきたいと思ったわけです。

沖縄国際大学のホームページから持ってきたんですけども、長いんですけど、沖縄法政研究所の役割はこんなものだとまとめることができるかなと思います。「沖縄国際大学は、沖縄が本土に復帰した1972年に創設されました。」ということで、今年50歳の誕生日を迎えたというわけですね。「われわれは、日本国憲法の掲げる『崇高な理想』を深く自覚し、この沖縄の地に憲法の理念が名実ともに実現されるべく、その役割の一端を担っているといわなければなりません。」中略いたしまして、「法的・政治的諸問題に対し、学問の光をあて一定の提言をしていくことはわれわれに課せられた今日の責務であることを強く自覚します。これらは諸問題を解明することによってこれを普遍的なテーゼに高めていくことができるならば、わが国社会や学界に対してもなにかの貢献をなしようと自負するものであります。われわれは、この目的を達成するために内外の多くの研究機関との交流を通じて関

連する文献や資料を収集し、研究会の開催や研究成果を発表する紀要の発行などを行い、この分野におけるアカデミズムの中心たらんと欲するものであります。沖縄国際大学は1978年に南島文化研究所を、また1991年には産業総合研究所を設立しました。前者は南島地域の社会と文化の総合的研究を目指し、後者は産業に関する理論及び実証的研究を通じて産業社会の発展に寄与することを目的として設立されたものであります。われわれは、これらの既設の研究所と協力しながら、法学・政治学の面から貢献をなすべくここに沖縄法政研究所を設立しました。」というのが沖縄法政研究所の設立の趣旨ということになっています。

1. はじめに

沖縄法政研究所の役割は？



「沖縄国際大学は、沖縄が本土に復帰した1972年に創立されました。われわれは、日本国憲法の掲げる『崇高な理想』を深く自覚し、この沖縄の地に憲法の理念が名実ともに実現されるべく、その役割の一端を担っているといわなければなりません。…法的・政治的諸問題に対し、学問の光をあて一定の提言をしていくことはわれわれに課せられた今日の責務であることを強く自覚します。これらは諸問題の解明することによってこれを普遍的なテーマに高めていくことができるならば、わが国社会や学界に対してもなにかの貢献をなしうると自負するものであります。

われわれは、この目的を達成するために内外の多くの研究機関との交流を通じて関連する文献や資料を収集し、研究会の開催や研究成果を発表する紀要の発行などを行い、この分野におけるアカデミズムの中心たらんと欲するものであります。

沖縄国際大学は1978年に南島文化研究所を、また1991年には産業総合研究所を設立しました。前者は南島地域の社会と文化の総合的研究を目指し、後者は産業に関する理論及び実証的研究を通じて産業社会の発展に寄与することを目的として設立されたものであります。

われわれは、これらの既設の研究所と協力しながら、法学・政治学の面から貢献をなすべくここに沖縄法政研究所を設立しました。」(沖縄法政研究所設立趣旨 (<https://www.okiu.ac.jp/olip/prospectus>))



(ppt4)

沖国大にはほかにも経環研がありまして、経済環境研究所でしたかね、4つの研究所があって、それぞれ活発に今研究活動を行っています。沖縄国際大学の中の法政研究所といたしましては、日本国憲法の掲げる崇高な理想を深く自覚して、沖縄で憲法理念が実現されるように、その役割の一端を担っていくんだということを設立の趣旨として挙げています。この沖縄法政研究所が言うところの日本国憲法の掲げる崇高な理想というのは一体何なんだろうなというところですよ (ppt5)。沖縄では今年が復帰50年ということで、そこから法体系としても、正式にというんですかね、日本の法体系が適用されるようになりました。もちろん、復帰の前にいろんなことがあったというのは素人なりに承知していますが、もう50年前には日本国憲法が沖縄にも適用されるようになりました。

ところで、その日本国憲法全体を見ましたときに、その崇高な理想というのは一

1. はじめに（続）

沖縄法政研究所が言うところの「日本国憲法の掲げる『崇高な理想』とは？

→本土復帰50年を節目として、改めて考えるべきか？

日本国憲法で「崇高な理念」が用いられているのは？

↓

「...日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いずれの国家も、自国のことにのみ専念して他国を無視してはならない...。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」（前文）



(ppt5)

体何なんだろうなということですけども、前文のところに書いてあるわけなんですね。憲法は条文が始まる前に前文というところがありまして、その崇高な理想を書いてあるところを抜き出しましたが、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いずれの国家も、自国のことにのみ専念して他国を無視してはならない。…日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と前文でうたっています。読む人によっては、何で日本国憲法、唯一、日本に適用される憲法に、ほかの国家のことまで書いてあるんだと疑問に思われる方ももちろんいらっしゃると思いますが、個人的にはこの辺は気にいってまして、要するに、日本国民というのは、自分のことだけ考えているようなケチ臭い人間じゃないんだと。ワールドワイドで平和を維持しなきゃいけないんだ、共存共栄なんだ、ということでもいいことを書いてあるんじゃないのかなと個人的には思っています。

遅れましたけど、ちょっと自己紹介いたしたいと思います（ppt7）。

2. 自己紹介

担当講師 清水太郎

専門分野 商法 (→なぜ商法学者が憲法について言及しているの?)

2017年4月～2022年3月 沖縄国際大学法学部講師・准教授・沖縄法政研究所所員・副所長

2022年4月～ 沖縄法政研究所特別研究員 (清和大学法学部准教授)

空手道3段・古武道3段

第6回沖縄県古武道選手権大会成年1サイの部3位 (令和元年)



(ppt7)

最初に佐藤先生にちょっとお話いただきました、改めまして清水太郎と申します。よろしくお願いたします。私の研究分野の専門は、実は商法でございます。商法というのはビジネスに関するルールです。もっと簡単に申し上げますと、お金儲けのためのルールです。ただ、今回は別に商法の話をするわけではありません。性的少数者の権利ということで、どちらかという憲法とか、民法の家族法寄りの話になります。なので、括弧の中でございますけれども、商法やっているやつが憲法についてそんなぺらぺらしゃべってんだということを疑問に思われる方がもちろんいらっしゃるのかなと思います。ただ簡単に申しますと、商法の世界の主人公は商人というお金儲けのために頑張る人たちなんですけれども、お金儲けする前提としましては、世の中が平和でなければならぬわけですよ。どこかの国がどこかの国に攻めていって原油の値段が上がっていますとか、ほかの国では食べるものがなくて困っていますとか、そういった状況では商売できないんですね。平和であって初めて商売がうまくいくわけです。戦争している世の中ですと一部の商人しか儲からない。死の商人と言われる人たちだけが儲かっていればいいのかといたら、そんなことはない。お金儲けすることによって、お金が世の中で回って皆がリッチになろうよ、みんなが豊かになろうよというのが理想でして、その前提としては平和でなければならぬんだよということを、沖縄でも観光産業は平和産業だとおっしゃっている方がいらっしゃいましたけれども、別に観光産業にかかわらず、全てのビジネスというのはその根底に、平和があるんじゃないのかなと思います。もちろん、日本の法体系において、その平和がどこに書いてあるのかと考えますと、

やっぱり憲法に戻るしかない。最高法規である憲法に戻るしかないということで、今回は素人であることは重々承知で、少し勉強させていただいたということでございます。もし専門の方がいらっしゃって、お前の言っていることは違うぞということがあれば、ご指摘いただければ勉強し直したいと思いますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど佐藤先生が沖縄国際大学で同僚だったとおっしゃっていただきましたけれども、2017年の4月から今年の3月まで、沖縄国際大学で研究教育活動に当たらせていただきました。それと同時に沖縄法政研究所のメンバーにも加えていただきまして、副所長という職責まで務めさせていただきました。副所長の役割というのは基本的には佐藤先生にあれやれ、これやれと言われたことをやっているだけなんですけども、履歴書に書くと偉そうに見えるらしくて、なんかすごいねみたいなことを言われまして、本当は使いっばりですとはなかなか言えず、いやすごかったんですよ、ハハハみたいなこと言いながら過ごしてございます。沖縄国際大学では講師とか准教授とかを務めていました。今年の4月から、千葉県木更津市にございます清和大学というところでやはり商法の研究教育活動にあたってございます。高校野球がお好きな方はもしかしたらご存知かもしれませんが、千葉県の野球の強い高校で木更津総合高校というところがございます。今年の夏は甲子園に出ることはできませんでした。千葉県の決勝戦で負けちゃったんですけども、その学校法人が君津学園と言うんですけども、木更津総合高校の上にくっついているような大学でございます。と同時に沖縄を離れましたので研究員を辞めまして、今は特別研究員になってございます。

ちなみにということなんですけれども、沖縄国際大学は宜野湾市にあるというのは皆様ご承知おきのとおりでして、当時の私の研究室からもこいつが飛んでいるのがよく見えたわけですよ。木更津市には陸・海・空の自衛隊が駐屯しているわけなんですけども、やっぱり自衛隊が使っているこいつがいまして、飛んできると相変わらずうるさいなということとはよく感じる場所です。木更津市のホームページにも、こいつのためのコーナーがあったかなというふう記憶してございます。オスプレイの飛行に関してみたいなのが書かれていたような記憶がございます。オスプレイと言っちゃいましたけどオスプレイですね。はい。宜野湾市と木更津市の共通点

は何ですかと私が聞かれたらこいつを挙げるかなというふうに思います。

それはさておき、5年間も沖縄にいらしていただきまして本当に楽しかったなという思い出しかありません。その間何をやっていたかといいますと、ずっと空手ばかりやっていました。ちょっと今さぼり気味で、やってますみたいなことは到底口が裂けても言えない状況ですが、浦添高校近くの道場に通ってまして、そこで月・水・金と稽古してまして黒帯も取れましたし、また大会でも入賞することができました。沖縄の一番の思い出は何かといたら、やっぱり空手を挙げるかなと思います。沖縄国際大学も空手が強いところにして、県民大会でも行きますと、沖縄国際大学の空手部の部員が宜野湾市の代表として出場しており、非常に頼もしく思っていました。

それで続きでございますけれども (ppt8)、この性的少数者に関しまして最初に勉強させていただいたのが、この「性的少数者と生命保険契約」という論文です。これも沖縄法政研究所の研究会で講演させていただいたものになりますけれども、私が入った当時の沖縄国際大学においては、新任の教員は自分のやっている研究分野の話を法政研究所で話さないみたいな慣習がありまして、私もやってねというふうに言われまして、保険関係を特に重点的にやっています、何か面白い話はなにかないかなというふうに考えて、性的少数者との関係で話させていただいたということです。後から登場する人の発言なんかちょっと問題になって勉強させていただいたということです。

それからこういう論文とか判例評釈みたいなちっちゃい論文とかを書かせていただきました。一番上の「同性パートナーシップ制度・同性婚と生命保険」というのが、今年出版された『人権2021』という佐藤先生がおまとめになった書籍に掲載させていただいた論文です。

2. 自己紹介（続）

性的少数者に関する業績

「同性パートナーシップ制度・同性婚と生命保険」『人権2021』（2022年）

「性同一性障害者の名の変更」沖繩法学49号（2021年）

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項2号の憲法13条及び14条1項適合性」大阪高決令和元.6.20」沖繩法政研究23号（2021年）

「性的少数者と生命保険契約」沖繩法政研究22号（2020年）

→佐藤学教授／所長から研究のヒントをいただいた。



(ppt8)

これらっていうのは佐藤先生から研究のヒントをちょうだいしまして、人権との関わりでビジネスというのはどういうふうにあるべきなのかみたいなことを最近というか2020年に無茶振りされて以降、考えております。少し話が古いのはお許しいただきたいんですけども、例えば中国の新疆ウイグル自治区でウイグルの皆さんが中国当局にいじめられながら、いじめられながらという表現が妥当かどうかどうかは置いておきまして、作られた綿で、その綿で服を作るのはどうなんだろうか。相変わらず使っているメーカーがある一方で、あるメーカーはその作るのを止めたことによって不買運動をされたり。だとしたら、そのどっちの対応が正しいんだろうか、あるいは妥当なのかとかですね。企業活動というのは二酸化炭素を排出するものですけれども、ある投資家からすると、二酸化炭素をぼんぼん出す企業と、そうじゃない企業をどっちに投資しようか。二酸化炭素をぼんぼん出すほうが儲かっているから、リターンは大きそうだけでも、それでは駄目だから、二酸化炭素を出さないほう、儲からないかもしれないけど出さないほうに投資しようとか。そういうふうになってございます。あるいは全然関係ないところだと、ちまたでAV新法と言われているアダルトビデオに出演させられる女性を保護しようという救護支援の法律がありまして、それで最近はその逮捕者が出たとか、そういうのを、人権とビジネスとの関わりという観点からどういうふうにあるべきのかなということを佐藤先生からちょうだいしたヒントに基づいて足りない頭を振り絞って考えているところなんですけども、やっぱり佐藤先生からいただくテーマというのは難しいものでして、個別の問題は思いつくんですけども、体系的にというのは何か難しいそ

うだなあというふうに感じています。これからもそういったところは研究を続けて、もし機会があれば法政研究所に呼んでいただければうれしいなと考えています。

本報告の問題意識というところから本番に入っていきたいと思います (ppt10)。

3. 本報告の問題意識

日本初の同性パートナーシップ制度：渋谷区（2015年10月）（→社会の変化につながっている（小島あゆみ・ALLY になりたいわたくしが出会ったLGBTQ+の人たち-139頁（2021年・かもがわ出版））。）

沖縄初の同性パートナーシップ制度：那覇市（2016年7月）（→ファミリーシップ制度にパワーアップ！）

浦添市も導入（2021年10月）

1

宜野湾市「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」案の否決（2020年6月）



LGBTは生産性がない
(新潮45)

⇒ 一応謝罪

(<http://sugitamio.net>)

(ppt10)

最初に申し上げたあの発言というのはこの人のこの発言なんです。LGBTは生産性がないということを『新潮45』という雑誌に書いて、『新潮45』は休刊になったという、すごい議員さんがいますけれども、これが一応なんか謝罪したということで、ちょっと冷静に考えてよく分からないところはいっぱいあるんですけど一応謝罪したということです。だからこの人の発言が一応の契機ということになっていますが、一応それは置いておきまして、日本のパートナーシップ制度というのは渋谷区で最初に導入されました。2015年の10月ということで、もう7年前のことですね。この後、同じ東京の世田谷区とか、沖縄の那覇市とかいったところは同性パートナーシップの条例を導入しています。ちょっとお断りというわけじゃないんですけど、この条例は各自治体によって微妙に内容が異なっています。ですが、そういう細かい話は置いておきまして、同性パートナーシップ制度ということで一括りにさせていただきたいなというふうに思っています。物の本なんか読みますと、この渋谷区が初めて同性パートナーシップ制度を導入したって2015年の話なんですけれども、それによって世界の変化につながったと言われています。公的な機関が同性パートナーというものの存在を認めたということで、それは当然ニュースになりますし、それによって世間に周知されて、そういったことがあるんだ、そ

ういう人もいるんだということに社会が気づいてくれて、社会の変化につながっていますと言われてございます。その観点からいたしますと、この渋谷区のことというのは本当に大きく評価されるべきことなんではないかなというふうに思っています。

日本で初めてが渋谷区だったわけなんですけれども、沖縄で初めては那覇市でした。2016年の7月ということでこちらも6年ぐらい前のことですね。こちらはファミリーシップ制度にパワーアップしています。これも後で申し上げたいと思いますけれども、とりあえず那覇市で最初に導入しましたということです。沖縄で2番目に導入したのがお隣の浦添市でございます。那覇市に遅れることを約5年ということで浦添市も同性パートナーシップの条例を導入したということです。ちなみにですけど私が沖縄にいたとき住んでいたのは浦添市の西原でして、もう宜野湾との境目みたいところに住んでいたわけですね。近くにピーススクエアとか金秀とか、パークレイズコートとか総領事館とかというところがありまして、ちょっと頑張って歩けば、てだこ浦西駅に着くようなところに住んでいました。その浦添に住んでいると浦添の市の何というんですかね、あの冊子が毎月毎月届いていたように思いますけれども、その浦添市がこの条例を導入して、第1号の方々がパートナーシップの証明をもらえました、ということが書いてありまして、たしか女性同士のカップルだったというふうに記憶してございますけれども、そんなことが思い出される場所です。浦添市も導入したということなんですけども、ここの2つでどまっているのかなというふうに思います。あとの約40ぐらいが、市町村ではまだです。宜野湾市という沖縄国際大学の地元におきましては、「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」案というのが否決されてしまったという、こちらはちょっと逆の方向に進んでいるというか、今までどおりというのかな、ということに宜野湾市の場合はなっているということでございます。浦添市もいきなり導入できたんじゃないなくて、たしか再チャレンジか何かで導入しましたので、宜野湾市の今後にも注目したいなと思っています。

沖縄県における性的少数者の権利保障というのはどうなっているのかなということを見ていきたいと思っております（ppt11）。

3. 本報告の問題意識 (続)

沖縄県における性的少数者の権利保障はどうなっているのか？

+

復帰50年ということで、日本全国の現在の状況はどうなっているのか？

+

今後の留意点はどいったものになるであろうか？ (過去の変遷はちょっとだけ)

昨今、裁判で争われているもの

①夫婦同姓or別姓

②同性婚



(ppt11)

佐藤先生がさきほど復帰50年ということを学生たちは知らなかったというようなことをおっしゃっていました。それはうちの学生も同じでございまして、やはりそういうところも言わなきゃいけないなということは私も痛感したところです。もうちょっと言うと、6月の慰霊の日も知らなかったということで、困ったなとか、やっぱり伝えるべきだなとかいろいろ思っていますけれども、それは一区切りということで沖縄が復帰したその日本本土、日本全国の状況はどういうものだろうかというのちょっと見たいなと思います。あと今後どういった点が問題なのかなど。今後の留意点はどいったものになるだろうかということをおちょっと見たいなと思います。ということで過去の変遷はちょっとだけです。本当にちょっとだけです。

ところで、昨今裁判で争われているこのメインテーマというんですか、2個あります。夫婦同姓か別姓かということですね。民法という法律がありまして、その750条という条文があるんですけども、そこで夫婦は結婚したら同じ姓にしなければ、夫の姓か妻の姓にしなければというふうになっています(「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」。)条文上は夫の姓か妻の姓かどっちかにしろというふうに書いてあるんですけども、現実的にはお嫁に行く女性が多いので夫の姓になっていくということなんですね。そうしますと女性ばかりが姓が変わることによる不利益を被っている。それはおかしいんじゃないかということで、夫婦の別姓を認めてほしい、選択的夫婦別姓を認めてほしいとか、そういった声が上がっていて裁判をやっていると。あるいは終わったということですよ。結論から言うと民法750条、結婚したら同じ姓にしてねという、そういう条文

は合憲であるというふうになっています（最判令和3年6月23日集民266号1頁）。というのが①番です。これも今後どういうふうになっていくのかということは注目しなきゃいけないのかなというふうに思います。

それとやはり注目しなきゃいけないのが同性婚の問題ですね。後からその裁判例をご紹介申し上げますけれども、日本は三審制ということで、地裁でやって高裁でやって最高裁でやるというのが一般的な裁判の流れですけど、これは最初の地裁のところでこの同性婚を認めるべきだという裁判例とそうではないという裁判例がありまして、これも大きな議論になっているところです。一応現行法的には異性婚、男女のカップルしか法律的に結婚できないというふうになっていますけれども、とはいえ、男同士のカップル、女同士のカップルというのは存在していますので、そういった人たちが結婚したいというふうにおっしゃっているわけです。じゃあそれを法律として認めるのか認めないのかというところが一つ大きな議論ということになっています。

このところというのは民法の家族法というところでございまして、この家族法のところは最近も法制審議会という法務大臣の諮問機関において大きな議論になっているところです。離婚したカップルでは子供の親権をどっちが持つのかとか、2人で持つのかとか、そういったところが大きな議論になっているところでして、なかなか目の離せない改正が続いていくということです。なので、法政研としてもそういったところにフォーカスして、何かセミナーとかやったら面白いんじゃないのかなと個人的には思っています。

スライドをめくりたいと思います（ppt12）。

3. 本報告の問題意識 (続)

本報告の用語について

L(esbian)G(ay)B(isexual)T(ransgender)Q(uestioning)+
S(exual)O(rientation)G(ender)I(dentity) (性的指向・性自認)
MtF(Male to Female)
FtM(Female to Male)



https://asiapro.co.jp/profile/kayo_satoh/



<https://www.tokyo-np.co.jp/article/175019>

* LGBTQIAAPPO2S (←ポリティカル・コレクトネス) (山口真由・リベラルという病47頁 (2017年・新潮新書))

「性的少数者」で統一。

(「少数者」とはいえ、全人口の9%ほどを占めていると言われている
(<https://www.dentsu.co.jp/news/release/2019/0110-009728.html>。))



(ppt12)

この言葉遣いはちょっと難しいところなんですけども、ちょっと前まではLGBTというふうに、レズビアンとゲイとバイセクシャルとトランスジェンダーというところまでで終わっていたように記憶してございます。一昔前というのは本当に数年前なんですけどもね。何せ最近はその間にQと+がついていまして、クエスチョニング。自分の性自認が男なのか女なのかまだ分かんないよという人もいるということですし、それ以外の方々もいらっしゃる。僕は別に男にも女にも興味ないよというような方とか、そういった方もいらっしゃるといので、最近はLGBTQ+というふうに言われています。お聞きの皆さんが、どの単語の言い方が一番耳に馴染んでいるのかちょっと分かんないですけども、LGBTQ+というふうに言っているわけですね。それとかSOGIというような言い方もあります。SOGI、セクシャルオリエンテーション (Sexual Orientation) と、ジェンダーアイデンティティ (Gender Identity) の頭文字を取ってSOGIと言うわけですね。これが性的指向とか性自認というふうなところで分類した言い方です。あるいは、Male to FemaleのMtFとか、Female to MaleのFtMとかですね、男性から女性になるのがMtF、女性から男性になるのがFtMということです。こういった言い方もあります。私は疎いのですが、ポリティカル・コレクトネスという概念がありまして、政治的に正しい言い方をしなければならないということが言われていまして、特にアメリカなんかでうるさいところかなというふうに思うんですけども、それアメリカなんかであればこういうふうに (「LGBTQIAAPPOS2」) 言われているということ

です。大変申しわけないんですが、それぞれが何を表しているのか私にはちょっと理解できてごさいませんが、正確さを追求するとこういうふうになっちゃうということです。どういうふうに言おうかなといつも悩むところなんです、このところというのは。なにかにある単語を当てはめると、それ以外のことはどうなんだみたいなことを考えちゃうとなかなか言いづらいところはあるんですけども、とりあえず、こういうときは日本語に頼って性的少数者という単語で統一させていたいただきたいなと思います。というわけでタイトルも性的少数者の権利というふうにさせていただいたわけなんです。

少数者といったら本当に少数派かみたいなふうに思われるかもしれないんですけども、電通の調査によりますと実際は全人口の9%ほどを占めていると言われていうことで、1割弱の方々が性的少数者と言われる方のどこかに該当するというふうに言われています。そう考えると少数派は結構多いよなというふうな気はしますね。全人口の10%というふうに考えますと、変な政党の支持率よりも全然高いんじゃないかとかです。消費税10%だしなとかいろいろ、何か10%という数字というのは切りがいいような気がしないでもないですね。余計なことを申しましたが、ということは約1割弱の方がこの性的少数者というところに該当されるということになりますと、もしかしたら皆、我々の持っている携帯のLINEの連絡先とか、登録しているお友達の電話番号とか、ばーっと見ていくともしかしたら10人に1人は、これのどこかに該当するのかもしれないというふうに考えますと、身の回りにはもしかしたら結構いるのかなという気がいたします。

ちなみにここに写真をちょっと拝借してごさいます。こちらの綺麗なお人形さんみたいな女性が佐藤かよさんですね。この方は元々男性だったんですけど今は女性になってます。元々が同性ですよというふうになんかに言われましても、いやいやちょっと待ってくれというね、この違いは何だみたいなことは思わざるを得ないということですね。本当に何かお人形さんみたいなタレントさんで綺麗ななと思います。こちらに強そうな男性が真道ゴーさんというボクサーです。こちらは元々女性だったんですけども男性になった方です。女性のボクシングで世界チャンピオンになったんですけども、今は男性になっています。偉そうに空手で黒帯持っていますみたいなことを申し上げておいて何ですけども、もし機会があつて私と真

道さんが同じリングに上がったら私は本当にものの数秒でKOされるという、そういう自信があります。この強そうな雰囲気、何とも言えない、天下取ったものにしか出ないような雰囲気が出ていますけれども、実は女性でしたと。元々は女性でしたというふうに言われましても、なかなか分からないんじゃないのかなというふうに思います。もちろんこういうふうに関界でご活躍されていらっしゃる方もいればそうじゃない方もいらっしゃるって、やっぱりこういったところ、ちょっと後で申し上げますけれども、一緒に社会に生きている彼ら彼女たちに関する知識というのは持つておく必要があるんじゃないかなと、個人的には思っているところです。というわけで次に移りたいと思います。

これまでの経緯ということで (ppt14)、本当にさらっと話したいと思います。復帰50年ということで72年以降の話ということなんですけども、実はあまりお話し申し上げることはありません。なので、思い切ってカットしました。なぜかという、渋谷区の条例のところで社会が変わったというふうに申し上げましたけれども、それまでのところというのは実はあまり日の目を見ていなかったところ。それこそ一部の人たちの趣味とか、変態的なところというふうに考えられてきたんじゃないかなというふうに思っているところでございます。なので、その前後から話を始めたほうが分かりいいのかなというふうに思います。

4. これまでの経緯

性的少数者（特に同性パートナー）が日常生活で困っていることは？

- ・被相続人の死亡時に相続人になれないこと（→配偶者が親子関係にあることが必要）
- ・緊急の医療が必要な際に家族として扱われないこと
- ・安定した環境で子育てを行えないこと
- ・同性パートナーが外国人の場合の在留資格の問題
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「DV防止法」）の保護命令制度の利用可否etc（三輪晃義「同性婚と人権保障」法セ753号18頁）



(ppt14)

その性的少数者で今回は特に同性パートナーに話は絞っているんですけども、彼ら彼女たちが日常生活で困ることにどんなことがあるんだろうかということです。

被相続人の死亡時に相続人にならないことというのがまず挙げられます。民法上の相続のお話になってまいりまして、民法では配偶者関係にあるか、要するに結婚しているか、それとも親子関係あるかということが必要になってまいります。兄弟姉妹でもいいんですけども、同性パートナーと兄弟姉妹になるというのはちょっと難しいのかなあと、できないことはないですけどちょっと難しいのかなと思いますので、そこはカットさせていただきました。というわけで配偶者になるということは結婚しないといけません、現在の日本では同性婚は認められていませんので、これは無理です。ということは親子関係になければならないということで、同性カップルの皆さん、皆さんという言い方はちょっと語弊がありますね、あるカップルたちは、婚姻が変わって養子縁組をしています。養子縁組をして疑似家族というんですかね、そういった感じになっています。私の専門ではないのであまり言うのは避けたいんですけども、日本の養子縁組制度は諸外国に比べて緩いという点が特徴になっています。次の点、緊急の医療が必要な際に家族として扱われないことが挙げられます。ある人が意識不明の重体です、手術をしますかしませんかというときに、奥様のご意見は、旦那様のご意見はという場面が出てきますけれども、そのときに同性パートナーが家族としては扱われていないと、あなた誰ですか帰ってくださいみたいな、そういう話になっちゃうわけですね。すると自分の大切な人の緊急手術が必要な場面に出くわしたときに何もできないということになってしまいます。次の点が、安定した環境で子育てを行えないことです。これはちょっと後でも出てきます。ファミリーシップ制度のところでも関係しますので、そちらで改めてお話ししたいと思います。次は同性パートナーが外国人の場合の在留資格の問題ですね。国際結婚をしたカップルが日本でも多くて、その外国人の配偶者が日本に滞在するに当たってはその在留資格の問題が出てきます。ただ配偶者ですのでやはり同性婚が前提になってまいります。すると、同性パートナーは配偶者じゃないけど、何の資格で滞在しているのかというところが問題になってきてまして、異性の配偶者のように扱われることがないということですね。あとDV防止法というのがあります。パートナーから暴力を振るわれているときに助けてくれる法律ですけれども、その保護命令制度が利用できるのかできないのか。同性パートナーから暴力を振るわれているんだけど助けてほしいというときに、これが利用できるのかでき

ないのかというところがどうなんだろうかというような疑問が生じてしまうということですね。それで出てきたのが同性パートナーシップ制度というものでございます。この同性パートナーシップ制度というのが何て言えばいいですかね、申し上げたように各自治体で内容が違いますので、こういったものですよということをなかなかバシッと言うのは難しいですけども、あえて私が身の程知らずにもこういったもんじゃないですかねというふうな感じで提示したのがこれになります (ppt15)。

4. これまでの経緯 (続)

同性パートナーシップ制度



同性カップルを公的に認定する制度で婚姻の代替手段として用いられるものであり、法的拘束力はないが、対外的に同性パートナーであることを示すことで、周囲はこれを尊重すべきことが期待されているもの (清水「同性パートナーシップ制度・同性婚と生命保険」111頁)。

↓
若いカップルには有用なことが多いが、遺産相続や医療に対処する場合には対処できない点も多いため、養子縁組をせざるを得ない現状にある。理解のある病院は少ないのが現実。行政も無知であることがある (小嶋・前掲書81頁、134頁、155頁)。



(ppt15)

「同性カップルを公的に認定する制度で、婚姻の代替手段として用いられるものであり、法的拘束力はないが、対外的に同性パートナーであることを示すことで、周囲はこれを尊重すべきことが期待されているもの」が同性パートナーシップ制度であろうというふうに私は理解してございます。例えば渋谷区なんかでこの2人は同性パートナーですよということが認められますと、この絵にもありますけど、このパートナーシップ証明書という紙がもらえます。カップルによってはそれを額縁みたいなものとかに入れて大切に保管しています。それで、この同性パートナーシップ制度というものは、そのお2人が若ければ有用なことが多いわけなんですよ。その自治体がこの2人はパートナーですよということを証明してくれますので、その自治体の中では例えば渋谷区の住宅に入るとか、そういうことができるんですね。なんですけれども、若い方々には使い勝手が非常にいい制度ということと言えるんですけども、それからしばらく経って年くつてくるとどうしてもがたが来ます。というわけで、医療に対処する場面とか、最悪の場合はその一方が亡くなるという

遺産相続の場面、遺産相続とか医療に対処する場面には対応できない点が多いため、養子縁組をせざるを得ない状況にあります。養子縁組というのはやっぱり民法の話になってきますので、国の定めた法律に条例では立ち向かうことができないんですね。医療のところでも相変わらずどうもこの証明書があっても聞いてくれないのが現状であるみたいなことが言われています。というわけで法的に家族にならざるを得ないということですので、その二次的な手段としては養子縁組をせざるを得ないというような状況らしいです。その医療の場面におきましても理解のある病院は少ないというのが現実らしいです。また、行政も無知の場合があるということが言われています。というわけで同性パートナーシップ制度には限界があります（ppt16）。

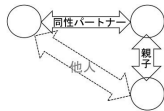
4. これまでの経緯（続）

同性パートナーシップ制度の限界

・地方自治体が用意している制度なので、法的拘束力はない。

→同性パートナー制度が認められている札幌市在住の事実婚状態の同性カップルの女性が、北海道の職員だった時に扶養手当等の支給を求めたが、同性パートナーが被扶養者とは認められず、手当は支払われなかった。そこで、北海道と地方職員共済組合を相手取って訴訟を提起（毎日新聞（東京朝刊）2021年9月7日20頁）。

・同性カップル+子のいる当事者にとっては不十分である。



(ppt16)

さっきのようなこともありますし、地方自治体が用意している制度なので法的拘束力があるのかというと、その地方自治体の中では、例えば那覇市だったら那覇市の住宅に入れますみたいなことはもちろんありますけれども、那覇市の外に出ちゃったら、証明書の効力というのはなくなっちゃうわけなんです。あくまで那覇市内においては尊重されますということになります。那覇市以外ではちょっと駄目なんです。

というわけで問題が発生していて、こんな訴訟が報道されています。同性パートナー制度が認められている札幌市在住の事実婚状態の同性カップルの女性が、北海道の職員だったときに扶養手当なんかの支給を求めたわけなんですけれども、同性

パートナーが被扶養者とは認められず、手当を払われませんでしたということですので。ということで北海道と地方職員共済組合を相手取って訴訟を提起しました。これも報道されたのが1年ちょっと前なんですけれども、その後どうなったかが分からないところです（追記：札幌地判令和5年9月11日において、原告の請求が棄却された。）。ただ、これは札幌市でそのパートナーとして認められたとしても、札幌市以外ではその札幌証明書が効果を持つわけではありませんので、駄目だよというふうに言われちゃったというわけですね。どうなるのかなというのも、やっぱりこういったところも考えるべき点があるんだろうと思います。それと、少し前のスライドで (ppt14)、ここですね、安定した環境で子育てができませんとお話いたしました。このスライド (ppt16) では同性カップルと、この当事者にとっては不十分だということになっています。現実には、これ同性パートナー関係の2人ですけれども、その片方に子供がいるという場合がございます。具体的にどういうことかという、自分が本当は例えばレズビアンなんだけれども、それは隠していたと。レズビアンであることを隠して男性と結婚して子供をもうけることはできたと。だけでもやっぱり離婚してしまって女性と暮らしたいというような場合ですね。そのときに、このパートナーの女性とこちらの子供との関係は法律的には何なんだろうかというふうに考えますと、これ幾ら頑張っても他人なわけですよ。それ以外には何の言いようもない関係になっています。そうすると、同性パートナーシップというこの横の関係を地方自治体が保障してあげるだけではちょっと不十分になってくるというので出てきたのが、このファミリーシップ制度ということですね。簡単に言うとさっきと同じ図ですけども (ppt17)、これ全体をファミリーシップということで、疑似家族のようにその地方自治体においては扱おうということがございます。これを日本で初めて導入したのが兵庫県の明石市ですね。明石焼きで有名な明石市でございます。それと同時に、同じぐらい多分有名な市長さんじゃないかなというふうに思います。泉市長という非常に、私の専門外のことで本当に恐縮ですけども、パンチ力のある市長さんです。パンチ力って言うていいのかな。ちょっとよく分かんないですけども、その市長さんが言うことには「色々な家族の形があり、子供を含めた全員が自分らしく生きてほしい」というふうなことをおっしゃっていて、バックアップしようということなんだろうなと思います。この丸のところ、この丸

全体を疑似家族として扱うということです。このファミリーシップの証明があるとどうなるかと言いますと、それぞれの名前が記載された証明書が発行されて、いわば家族全員で市営住宅への入居とか病院での対応は可能になってくるということです。ただし、相変わらず法的拘束力はありません。明石市のファミリーシップ制度は明石市から外に出ちゃったら、効果はないということになってしまうわけですね。

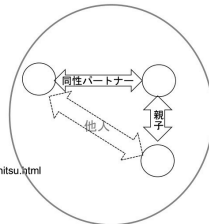
4. これまでの経緯（続）

ファミリーシップ制度



色々な家族の形があり、子どもを含めた全員が自分らしく生きてほしい

https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/shise/shicho/shichoshitsu.html



ファミリーシップ制度
→それぞれの名前が記載された証明書が発行され、いわば家族全員で市営住宅への入居や病院での対応が可能となる（ただし、法的拘束力なし）。

(ppt17)

では、現在の問題点というところに移りたいと思います (ppt19)。同性婚の訴訟が、申し上げましたとおり提起されています。札幌と東京と名古屋と大阪と福岡の地方裁判所に提起されています。もちろん日本は三審制で、しかもまだ地裁の5分の3しか判断は出ていませんので、これからも長く続くんじゃないのかなというふうには思いますけれども。

5. 現在の問題点

同性婚訴訟（札幌・東京・名古屋・大阪・福岡）

- ・札幌地判令和3年3月17日判時2487号3頁（→13条・14条・24条）
- ・大阪地判令和4年6月20日（→13条・14条・24条）
- ・東京地判令和4年11月30日（→14条・24条）

→ともに、同性婚を認めない民法・戸籍法の規定が、憲法に反するかが問題となった。

*13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

*14条「（1項）すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

*24条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

（2項）配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

(ppt19)

要するに同性婚を認めてほしいと、そして同性婚を認めていない民法・戸籍法の規定というのは憲法に違反しているんじゃないのかというところを当事者は争っています。まずはこういった裁判の当事者になろうと思って声を上げた同性カップルの皆さんには敬意を表すべきんじゃないのかなと思ってございます。そしてそれを支援者している弁護士の皆さんもやっぱり尊敬に値する先生方だなと個人的には思っています。

そこで出てくる条文というのは憲法の13条と14条と24条ということでちょっと条文を見たいと思います。ちょっとちっちゃい字で恐縮ではございますがこういったものですね。13条が「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」というものです。14条の1項が問題になっていますけれども、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と。法の下に平等ですね。24条が婚姻に関するものです。1項が、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」2項が、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」という条文に、この同性婚を認めていない民法・戸籍法の条文が反するんじゃないんですかということが問題になっているわけです。

札幌地裁が、令和3年の3月17日に、大阪地裁が今年の6月20日に、東京地裁が11月30日、つい10日前に判断を下したというわけです。ちなみに今回レジュメの提出が遅くなった理由はこの11月30日の判決が出て、それをA4で50何ページぐらいある判決文なんですけども、それを専門外なんで、よく我々は専門外だって言い訳しますけども、慣れないところをそれなりに頑張って読んでいたから、なかなかできなかつたということです。

言い訳しましたので中身に入りたいと思いますけども、まずこの札幌地裁は憲法に違反しているんだというふうに言いました (ppt20)。

5. 現在の問題点（続）

札幌地判令和3年3月17日

「…異性愛者と同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかなく、いかなる性的指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はないといわなければならない。そうであるにもかかわらず、本件規定の下にあっては、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを受用する法的手段が提供されていないのである。そして、…本件区別取扱いの合理性を検討するに当たって、我が国においては、同性愛者のカップルに対する法的保護に肯定的な国民が増加し、同性愛者と異性愛者との間の区別を解消すべきとする要請が高まりつつあり、諸外国においても性的指向による区別取扱いを解消する要請が高まっている状況があることは考慮すべき事情である一方、同性婚に対する否定的意見や価値観を有する国民が少なからずいることは、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを受用する法的手段を提供しないことを合理的とみるか否かの検討の場面においては、限定的に斟酌すべきものというべきである。

以上のことからすれば、本件規定が、異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを受用する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いには、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。

したがって、本件規定は、上記の限度で憲法14条1項に違反すると認めるのが相当である。」



(ppt20)

すみません、一応法律の講演会ですので判決文を掲げさせていただきます、ちょっと長いですがもお付き合いいただけたらうれしいなと思っています。読み上げたいと思います。「異性愛者と同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかなく、いかなる性的指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はないと言わなければならない。そうであるにもかかわらず、本件規定の下にあっては」、この本件規定というものは民法・戸籍法の同性婚は認めないよと言っている規定のことですね、「本件規定の下にあっては、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを受用する法的手段が提供されていないのである。そして、…本件区別取扱いの合理性を検討するに当たって」、これは同性愛者と異性愛者との区別のことを言っています。「…本件区別取扱いの合理性を検討するに当たって、我が国においては、同性愛者のカップルに対する法的保護に肯定的な国民が増加し、同性愛者と異性愛者との区別を解消すべきとする要請が高まりつつあり、諸外国においても性的指向による区別取扱いを解消する要請が高まっている状況があることは考慮すべき事情である一方、同性婚に対する否定的意見や価値観を有する国民が少なからずいることは、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを受用する法的手段を提供しないことを合理的と見るか否かの検討の場面においては、限定的に斟酌すべきものというべきである。以上のことからすれば、本件規定が、異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対して

は、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。したがって、本件規定は、上記の限度で憲法14条1項に違反すると認めるのが相当である」というふうに言っています。というわけで、札幌地裁は憲法に反しているんだというようなことを言っているわけでございます。

次が大阪ですね (ppt21)。

5. 現在の問題点 (続)

大阪地判令和4年6月20日

「…異性間の婚姻は、男女が子を産み育てる関係を社会が保護するという合理的な目的により歴史的、伝統的に完全に社会に定着した制度であるのに対し、同性間の人的結合関係にどのような保護を与えるかについては…なお議論の過程にあること、同性愛者であっても望む相手と親密な関係を築く自由は何ら制約されておらず、それ以外の不利益も、民法上の他の制度（契約、遺言等）を用いることによって相当程度解消ないし軽減されていること、法制度としては存在しないものの、多くの地方公共団体において登録パートナーシップ制度を創設する動きが広がっており、国民の理解も進んでいるなど上記の差異は一定の範囲では緩和されつつあるといえること等…からすると、現状の差異が、憲法14条1項の許容する国会の合理的な立法裁量の範囲を超えたものであるとは直ちにはいい難い。」



大阪はこんなことを言っているわけです。「異性間の婚姻は、男女が子を産み育てる関係を社会が保護するという合理的な目的により歴史的、伝統的に完全に社会に定着した制度であるのに対し、同性間の人的結合関係にどのような保護を与えるかについては…なお議論の過程にあること、同性愛者であっても望む相手と親密な関係を築く自由は何ら制限されておらず、それ以外の不利益も、民法上の他の制度（契約、遺言等）を用いることによって相当程度解消ないし軽減されていること、法制度としては存在しないものの、多くの地方公共団体において登録パートナーシップ制度を創設する動きが広がっており、国民の理解も進んでいるなど上記の差異は一定の範囲では緩和されつつあるといえること等…からすると、現状の差異が憲法14条1項の許容する国会の合理的な立法の裁量の範囲を超えたものであるとは直ちにはいい難い」ということで、こっちは法の下での平等に反しないんだということ

を言っているわけです。

すみません。東京はなかなか難しく、字も小さくなっておりまして恐縮でございます (ppt22)。

5. 現在の問題点 (続)

東京地判令和4年11月30日

「…婚姻は、親密な人的結合関係について、その共同生活に法的保護を与えとともに、社会的承認を与えるものでもある。このように親密な人的結合関係を結び、一定の永続性を持った共同生活を営み、家族を形成することは、当該当事者の人生に充実をもたらす極めて重要な意義を有し、その人生において最も重要な事項の一つであるといえるから、それについて法的保護や社会的公証を受けることもまた極めて重要な意義を持つものといえることができる。

…そうすると、婚姻により得ることができる、パートナーと家族となり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は、個人の尊厳に関わる重要な人格的利益といえる。

…同性愛者にとっても、パートナーと家族となり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は、個人の尊厳に関わる重要な利益に当たるといえる。

…現在、同性愛者には、パートナーと家族となることを可能にする法制度がなく、同性愛者は、その生涯を通じて、家族を持ち、家庭を築くことが法律上極めて困難な状況に置かれている。家族を持たないという選択をすることも当該個人の自由であることは当然であるが、特定のパートナーと家族になるという希望を有していても同性愛者というだけでこれが生涯を通じて不可能となることは、その人格的生存に対する重大な脅威、障害であるといえる。

…憲法24条2項に違反する状態にあるといえることができる。しかしながら、そのような法制度を構築する方法については多様なものが想定され、それは立法数量に変わっており、必ずしも…現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含める方法に限られない。ことからすれば、同性間の婚姻を認めていない本件諸規定が憲法24条2項に違反すると断することはできない。」

(ppt22)

「…婚姻は、親密な人的結合関係について、その共同生活に法的保護を与えとともに、社会的承認を与えるものである。このように親密な人的結合関係を結び、一定の永続性を持った共同生活を営み、家族を形成することは、当該当事者の人生に充実をもたらす極めて重要な意義を有し、その人生において最も重要な事項の一つであるといえるから、それについて法的保護や社会的公証を受けることもまた極めて重要な意義を持つものといえることができる。…そうすると、婚姻により得ることができる、パートナーと家族となり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は、個人の尊厳に関わる重要な人格的利益といえることができる。…同性愛者にとっても、パートナーと家族となり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は、個人の尊厳に関わる重要な利益に当たるといえることができる。…現在、同性愛者にはパートナーと家族となることを可能にする法制度がなく、同性愛者は、その生涯を通じて、家族を持ち、家庭を築くことが法律上極めて困難な状況に置かれている。家族を持たないという選択をすることも当該個人の自由であることは当然であるが、特定のパートナーと家族になるという希望を有していても同性愛者というだけでこれが生涯を通じて不可能となること

は、その人格的生存に対する重大な脅威、障害であるということができる。…憲法24条2項に違反する状態にあるということができる。しかしながら、そのような法制度を構築する方法については多様なものが想定され、それは立法裁量に委ねられており、必ずしも…現行の婚姻制度に同性間の結婚を含める方法に限られない…ことからすれば、同性間の婚姻を認めていない本件諸規定が憲法24条2項に違反すると断ずることはできない」ということで、ここが一番最後の段落で、憲法24条2項に違反する状態にあると言っておきながら、最終的に違反すると断ずることはできないというふうに言っているわけでごさいます、要するに違憲状態なんだけれど、まだ違憲じゃないよ、選挙の裁判なんかでよく使う、選挙の1票の格差でよく使われる表現ですけれども、要するに違憲状態ではあるんだけど、まだ違憲と決定したわけではないよという状態です。東京地裁では特に結婚を同性パートナーとすることができないというのは、人格的生存に対する重大な脅威だというふうに言っていますしなかなか強い表現を使っているなどというのが、一読した感想でごさいます。なので違憲状態というふうに言っているんですけれども、結論的には違憲ではないんですけれども、なかなか思い切ったことを言った判決文だなというふうに思っています。これらの札幌も大阪も東京も各メディアで報道されているので、そういったところをご覧になった方々もいらっしゃるのではないかとこのように思います。

結論からいたしますと札幌は違憲であるというふうに言いまして (ppt23)、大阪、東京は違憲ではないというふうになっています。地裁なんかですと名古屋と福

5. 現在の問題点 (続)

札幌→違憲

大阪・東京→違憲ではない

札幌「婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを受容する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。」

→異性婚に認められる法的効果の一部を認めればよいということなのか？それとも全く同一を求めているのか？

これからどうなっていくのか、要注目。



岡がございまして、それらが何て言うかというのは分からないわけですけども、とりあえず今こういうふうになっているということです。今地裁ですけど、これが高裁でもやりますし最高裁でもやりましてというふうになっていきますと、どうなっていくのかというのはやっぱりまだ分からないところになってきます。ただ札幌が違憲判決を出しましたということで、それは国内のメディアもそうですし、国外のメディアにおいても非常に画期的な判決だというふうに言われています。そういうふうには報道されていますし、実際そうなんですけれども、中身を詳細に見てみますとなかなかこれも難しいところがございます、その判決文の一部を抜き出しているところなんですけれども、「婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない」と書いてあって、特に下線を引いたところになりますけれども、「婚姻によって生じる法的効果の一部ですらも」云々というふうに言っているわけですね。当事者が婚姻することによってどういう法的効果あるかというのは、民法以外に税法分野や社会保障法分野に関係するものなど、実はいっぱいありまして、それこそ話題になるような103万円の壁とかですね、そういった悪いこと、悪いと言うのかな、障害になるようなものも含めて、全部ひっくるめてたくさんあるということなんです。ここではその法的効果の一部ですらも、同性婚をすることによる法的効果はいっぱいあるんだけど、そのうちの一部ですらも異性カップルには認められていませんというふうに札幌は言っているわけですよ。ということはどういうことかという、異性カップルに認められているこの法的効果のうちのどのくらいを認めてあげればいいんですか、ということは改めて考える必要が多分出てくるんだと思うんです。要するに、この効果の全部認めなきゃいけないのか、そうではないのか、ということは、考える必要があるんだと思います。というのは同性カップルと異性カップル、性別の相違によりまして、これは認められるけどこれはちょっとな、みたいなところが多分あるんだと思います。というのを多分、1個1個しらみつぶしにやっついていかないと、その異性婚と同性婚を婚姻に含めるとしたとしても、両者の平等というのは保てないというか、平等を達成することができないということにな

るんじゃないのかなというふうに思います。そうするとやっぱり子供のところとかになってくるのかなと思うわけなんですけど、そこまで行くと話があさっての方向に行っちゃうような気がしないでもないで、これからどうなっていくのか要注目というところで収めておきたいなと思いますけれども、今日わざわざご参加いただいた皆さんというのはご興味ある方々ですので、改めて申すのも恐縮だなというふうに思いますけれども、私もこれからどうなっていくのかということでは注目していきたいと思ってございます（追記：名古屋地判令和5年5月30日は、憲法14条1項・24条2項に違反していると判断し、福岡地判令和5年6月8日は、憲法24条2項の違憲状態ではあるがまだ違憲ではないとした。）。

今後の留意点というところで（ppt25）。私が思いつくところを申し上げるだけでございますので、こういったものもあるぞというようなことがありましたら改めて教えていただきたいなと思います。3つ挙げたいなと思います。同性パートナーシップ制度とか、ファミリーシップ制度の普及ということと教育全般に関するもの、それから特に部活動に関するところというのを挙げてみたいと思います。

6. 今後の留意点

- ・同性パートナーシップ制度orファミリーシップ制度の普及
- ・教育全般
- ・部活動



まず沖縄編ということで（ppt26）、那覇市と浦添市に同性パートナーシップ制度とかファミリーシップ制度が導入されましたということをお知らせしました。宜野湾市ではそれが否決されましたということもご紹介したところでございます。というわけで那覇市とか浦添市以外の市町村ではこういった制度というのは導入しないんですか、どうなんですかということですね。同性パートナーシップじゃなく

てファミリーシップになってますみたいなことはお話いたしましたけれども、どうせ導入するんだったら最初からファミリーシップにしてほしいなと思います。それから市町村ではなくて沖縄県としてこういった制度を導入することはできないんだろうかというようなところも考えていただきたいなと思います。それを導入している都道府県の大きなところというのはやっぱり東京都ですね、東京都がこういった制度を導入していますのは非常に大きいところでして、東京都知事があの方でするので、結構思い切ったことをやったなというような気がしないでもないです。

6. 今後の留意点（沖縄編）

那覇市・浦添市以外の市町村の同性パートナーシップorファミリーシップ条例の可否

沖縄県としての同性パートナーシップorファミリーシップ条例の可否

「沖縄にはもともと、SDGs 推進の基本理念を支える『沖縄のこころ』として相互扶助（ユイマール）の精神が根づいている。『誰一人として取り残さない』社会の実現に向けて、声を上げられない、上げにくい人たちの声は、それを聞き取り…」（『SDGsに関する万国津梁会議最終報告書』

（<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/chosei/chosei/sdgs/documents/saishu.pdf>） 28頁。）



(ppt26)

ちょっと文脈変わってSDGsの5番が「ジェンダー平等を実現しよう」というものですね。SDGsに関する万国津梁会議というのが沖縄県に置かれているところでございます、そこの報告書でこんなことが書いてあるわけですよ。「沖縄にはもともと、SDGs推進の基本理念を支える『沖縄のこころ』として相互扶助（ユイマール）の精神が根づいている。『誰一人として取り残さない』社会の実現に向けて、声を上げられない、上げにくい人たちの声は、それを聞き取り…」というふうに書いてございます。やっぱり自分が少数派に属していますということはなかなか言いづらいところがあります。それは別に性的少数者の方々だけじゃなくて、いわゆる少数意見というのは大事に扱われないと言ったら言い過ぎですけど、無視されると言ったらもっと言い過ぎですけども、そういった傾向にありますので、そういった人たちの声を積極的に聞きに行くんだと、誰一人取り残さない社会の実

現に向けてというふうにありますので、そういったところにも期待したいなと思います。特にその沖縄の特徴といたしましては (ppt27)、性的少数者を含む誰もが生きやすい社会を目指すイベントとして、ピンクドット沖縄というのが先月開催されたわけでございますけれども、本土とは違いまして、沖縄ではアライと言われる人たちが、理解者の人たちが主催者となってこういったイベントを開催しています。ピンクドットを継続しているのも沖縄だけだとタイムスに書いてありましたけれども、性的少数者が主催者じゃなくて、性的少数者をサポートする人たちが主催者になっているところが沖縄の特徴だということで、声上げにくい当事者の代わりに、代わりと言ったら言い過ぎですけども、アライの皆さんが頑張っているというのも沖縄の特徴ということですので、これは非常にいいことなんじゃないのかなというふうに考えています。

6. 今後の留意点 (沖縄編) (続)

沖縄の特徴→性的少数者を含む誰もが生きやすい社会を目指すイベント「ピンクドット沖縄2022」が開催されたが、本土とは異なり、沖縄ではアライ (理解者) が主催者となっている。ピンクドットを継続しているのも沖縄だけ (沖縄タイムス2022年11月20日)。



<https://palmroyal.co.jp/>

(ppt27)

この写真がパームロイヤル那覇ですね、国際通りの真ん中ら辺にある、大きくて立派なホテルで、これがLGBTの皆さんにとってフレンドリーなホテルであるということで認められていますので写真を掲げさせていただきました。私が沖縄に行ったときに泊まったホテルは、東横インとかなのでちょっと手が出ないですけども、何か機会があったら利用してみたいなというふうに思っております。

教育的な観点から申し上げますと (ppt28)、沖縄法政研究所の講演会で当然沖縄国際大学に最初に言及しなきゃいけないんですけども、そこでジェンダーに関する科目が何かあるかと思ったら「女性と歴史」とか「女性と文化」とかという講義

が提供されています。あとは、琉球大学ですね、「ジェンダーと政治」という講義がシラバスを調べたらありましたし、その法科大学院では「ジェンダーと法」という講義がございました。ですが、こういったものだけで十分なのかなというのは改めて考える必要があるんじゃないかと思います。というのは継続的な学習の機会確保することが重要だからですね。『広辞苑』にLGBTという言葉が乗ったというのでニュースになったりしましたけれども、今はLGBTQ+になっていること一つをとっても、やっぱりこの分野に関する流れというのは早いところがあります。なので、ちょっと前に書いた私の論文なんか見返してみましても、本当にこれよかったのかなあというところがございますので、知識を常にアップデートしていくことが必要になっていきます。そういう意味で継続的な学習の機会確保が重要なわけがございます。例えば、沖縄国際大学の学生さんの人気の就職先の一つが公務員です。その専門的な知識を持った公務員さんが窓口で対応するというので、そういう人たちにとっても行政サービスがより良いものになっていくと。知識のある人とない人のサービスだったらそれは当然違いが出るよねというようなことでございますよね。

6. 今後の留意点 (沖縄編) (続)

沖縄国際大学 (「女性と歴史」、「女性と文化」) や琉球大学 (「ジェンダーと政治」)、同法科大学院 (「ジェンダーと法」) でジェンダーに関する講義を提供しているが、これで十分か？

継続的な学習の機会確保も重要。

→(e.g.) 知見を有した公務員が対応することで不快感や好奇の目にさらされることなく、行政サービスを受けることができる。

沖縄国際大学法学部は沖縄県で唯一の法学部なのに、専門的な科目がなくてよいのか？
中高ではどうか？

(ppt28)

私はもちろん沖縄国際大学にお世話になりましたので、沖縄国際大学大好き人間なわけなんですけれども、その沖縄国際大学法学部の売りが沖縄県の唯一の法学部ですということが挙げられます。沖縄の皆さん、高校生の皆さんにとっては別に本土に行かなくても、本土と同じことがここで勉強できるんだよということが売りの

一つなわけですね。もちろん佐藤先生をはじめとして優秀な教育スタッフ、要するに教授の皆さんがいらっしゃって熱血な指導を展開してらっしゃいますが、その上でさらに何かもう一つ申し上げるとすると、そういった専門的な科目を設けることというのも一つの選択肢なんじゃないのかなというふうに思います。「女性と歴史」とか「女性の文化」とか、もちろんそうです。トートーメーが家族法という法律の中でどうなんだとか、私は勉強したことはございませんけど、そういったことを勉強することもそうですけれども、体系的にジェンダーに関する法律を勉強するというのも重要なんじゃないのかなあというふうに思っています。あるいは中学、高校とかではどうなのでしょう。要するに思春期の生徒さんたちで、もしかしたら自分は男子として分類されているけど本当はどうなんだろうかと、疑問を思い始める。そんなことがあるかもしれません。ちょっと絵を載っけておけばよかったなというふうに思うんですけどもタレントの椿彩奈ちゃんも、彼女も元々男性で男子高だったんですけども、その男子高のときに、そういったことを思っていたというようなことを書いているわけでございます。

特に青少年、思春期の生徒さんたちにちょっと焦点を当ててみたいと思います (ppt29)。

6. 今後の留意点 (沖縄+日本編)

青少年の性的少数者の権利は？

学校生活において、

①制服 (スカートorズボン)

②部活 ((e.g.)MtFの生徒は、男子バスケットor女子バスケットのどちらに入る?)

→思春期は当該生徒の人格形成に重要な時期。先生たち (=大人) がきちんと指導できるか？

→特に、10代では自殺を考える/実行する傾向が強い (毎日新聞2022年10月20日)。



東京オリンピックのローレル・ハバート選手 (ニュージーランド)

<https://the-ans.jp/tokyo-olympic/179486/>



(ppt29)

何でそこに当てたかということこんな記事があったからですね。要するに性的少数者の方々ってその自殺される方が傾向として多いんですけど、特にその中でも10代の若い方々が自殺することを考えて実行される傾向が強んだというような新聞記

事がございました。その年代の生徒さんたちに接する人たち、親御さんたち、中学、高校の先生方ですね、その思春期というのはその生徒さんたちの人格形成にとりまして非常に重要な時期というふうに言っているのだらうと思います。というわけで、その思春期の生徒さんたちに関係する大人たちがきちんと指導できるのかどうなのかというのは結構大事なんじゃないのかなと思います。というわけで、教員免許を取る学生さんたち頑張ってねということはおきまして、学校生活においてその性別の差がどこに出てくるんだらうかということを変えて考えますと、まずは制服ですね。スカートかズボンかということです。伝統的には女子はスカートで男子はズボンと分かれていて、それは別に沖縄も本土も変わらないわけなんですけど、その性自認がその下半身だけ違って上半身は同じ制服ですというような場合においてどちらをはくのか。性自認が、本当は男子なんだけど性自認は女子の生徒さん。生物学的は女子なんだけど性自認が男子の生徒さんはどっちをはきましょうかという場合ですね。全国的にこここのところはもう選べるよというふうになっているのが多いのかなと思います。どちらかという女子生徒さんが痴漢が寄って来るのを防ぎたいとか寒いとかというのでズボンをはくというようなことが多いような気がいたしますけども、別に男子の生徒さんがスカートをはいたから悪いのかといたらそんなことはないわけです。私が沖縄国際大学にいた頃に、当時の女子学生が私の出身校では男子がスカートをはいてましたみたいなことは教えてくれました。

あと部活ですね、私は沖縄国際大学にいた頃に男子バスケット部の顧問という、全然球技はできないのにバスケット部の顧問をやっていたわけなんですけども、男子と女子に分かれていました。例えばFemale to Maleの生徒さんは男子バスケットに入るんですか、女子バスケットに入るんですか、どっちですかと。もともと男性だけ性自認が女性の生徒さんは男子バスケットに入りますか、女子バスケットに入りますかということですね。これは何かヒントになるのがあるかなと思ったんですけども、東京オリンピックに出場されたこの選手がローレル・ハバート選手というニュージーランドの重量挙げの選手です。その前提として男性と女性を比べた場合に男性の方が、体が大きいとか筋力が強いというのがありますので、男性が女性の競技に出たらそれは不公平なんじゃないかというのがあるわけですね。この選手はトランスジェンダーの選手として、女性の重量挙げに出場されていらっしかったです。女性だとし

たら筋力強い元々男性だったら筋力が強いから有利なのかということ、そんなことはなかったようでして、この方の場合はメダルを取ることができませんでした。部活とオリンピックの違いは何かということ (ppt30)、一応全てのスポーツの上にオリンピックあるという、そういった考え方がいいのかどうかは別として一応の指針にはなるだろうということでは上げているわけなんですけども、オリンピックの場合はこういったふうに言われています。Female to Male、元々女性だけど性自認は男性ですという選手が男子種目に出場する場合には特に条件はありませんが、Male to Female、元々男性だった選手が女性として女性種目に出場する場合、性自認を宣言し、ただし4年間は変更不可、競技までの12か月以上及び競技中の血中のテストステロンという男性ホルモンのことでございますけれども、そのレベルを10nmol/L以下に抑制しなければなりません。ちょっとこのテストステロンのレベルがどんなものかというのはなかなか分かりづらいところがあるんですけども、要するに女性レベルにしなきゃいけないので、経口避妊薬なんかが必要になってきます。では、同じことを中学生とか高校生に求めるのか。例えば3年間は宣言した性自認を変更することはできないというふうにしたりとか、経口避妊薬の服用を求めたりとかというようなことは考える必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

6. 今後の留意点 (沖縄+日本編) (続)

部活とオリンピックとの相違は？

オリンピックの場合、FtMが男子種目に出場する場合には特に条件がないが、MtFが女子種目に出場する場合、性自認を宣言し (ただし4年間は変更不可)、競技までの12か月以上 (および競技中)、血中のテストステロン (男性ホルモン) のレベルを10nmol/L以下に抑制しなければならぬので、経口避妊薬等が必要となる (松宮智生「東京2020における多様な性」清和研究論集27号127頁、132頁)。

同じことを中学生にも求めるか？

例えば、3年間は宣言した性自認を変更することができなしたり、経口避妊薬の服用を求めらるか？

(ppt30)

全体的にその法律の世界においてもこういった特集が組まれるようになっていきます (ppt31)。これは法律専門誌です。

6. 今後の留意点 (沖縄+日本編) (続)



2017年に左の「LGBTと法」というところがあってしばらく経って、この真ん中の法律時報と右のジュリストというのは今年2022年の6月号と12月号です。こちら『『婚姻の自由』の現代的諸相』ということで結婚に関しては考えてみようということでアメリカの同性婚とかそういった話とかがあるわけですね。こっちは「性に関する雇用平等と企業活動」ということで特集が組まれているということございまして、この話題というのが法律の世界でもいろんなところから問題になっているということでございます。

というわけでごちゃごちゃごちゃごちゃいろんなこと申し上げてきましたけれども、ものを考えるときの軸みたいなものが必要になってきますので、何か分からなくなったらどうしようかなということです (ppt32)。一番最初にお示しいたしました法政研究所の設立の趣旨として、「われわれは日本国憲法の掲げる『崇高な理想』を深く自覚し、この沖縄の地に憲法の理念が名実ともに実現されるべく、その役割の一端を担っているといわなければなりません」とうたっていました。例えば13条で、「すべて国民は個人で尊重される」とか、14条で、「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係によって差別されない」とかというふうに書いてあるわけなんですね。100何条の条文がある中でこういったところが大事な条文というふうに言われているんですけども、そういうふうを考えますと私たちは尊重されているんだろうとかか、尊重されてない人はいるんだろうとかか、差別されている人はいるのかなとかか、平等なのかなとかいったところというのを絶えず問い続けなければいけないだろう

なというふうに思っています。またこういった役割を担っている沖縄法政研究所の今後にも要注目ということをお願いしておきたいなと思います。

6. 今後の留意点 (続)

何か分からなくなったら、どこへ戻って考えればいいのか？

→沖縄法政研究所の設立趣旨「われわれは、日本国憲法の掲げる『崇高な理想』を深く自覚し、この沖縄の地に憲法の理念が名実ともに実現されるべく、その役割の一端を担っているといわなければなりません。」

→日本国憲法13条「全て国民は個人として尊重される」

→同14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

私は尊重されているのだろうか？あなたは尊重されているのだろうか？尊重されていないのは誰だろうか？不当な扱いを受けている人はいないだろうか？私たちは平等に扱われているのだろうか？

絶えず問い続けなければならない。+沖縄法政研究所の今後にも要注目！



つまらない話を長々と申し上げてきましたが、世界はどうなっているかということをおもひながら見たいなと思います。まずは男性同士の国際結婚です (ppt34)。日本と台湾の男性カップルが結婚されましたということですね。NHKの画像からです。おめでとうございます。このお2人は2021年、去年です。同性婚を法制化した台湾で婚姻届を提出したわけなんですけども、向こうの自治体は台湾での国際結婚は、それぞれの出身地の法律を満たす必要があるとして、日本の法律を理由に受理しなかったということなんです。だけど当事者はこう言いました。「同性婚を認めていない日本の法律が台湾の公序良俗に反するので適用すべきではない」。日本の法律がけちょんけちょんに言われているわけです。言われてもしようがないかなと思いますけどもね。台北の裁判所は、今年の7月21日に自治体に対して2人の結婚は認め婚姻届を受理しなさいというような判決を下したということです。日本の勝訴みたいな紙が掲げられていますね。こちらは男性同士の国際結婚ということですね。

7. おまけ～世界は今～

男性同性愛者の国際結婚（日台）
(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220721/k10013729201000.html>)



彼らは2021年、同性婚を法制化している台湾で婚姻届を提出したが、自治体は、台湾での国際結婚は、それぞれの出身地の法律を満たす必要があるとして、日本の法律を理由に受理せず。

↓
当事者の主張「同性婚を認めていない日本の法律は、台湾の公序良俗に反するので適用すべきでない」

↓
台北にある裁判所は2022年7月21日、自治体に対して2人の結婚を認め婚姻届を受理するよう命じる判決を言い渡した。



今皆さんの画面に何か私の小汚い顔が出ていると思いますけれども、最後は美しく行きたいと思います（ppt35）。ミス・アルゼンチンのマリアナ・バレラさんという方と、ミス・プエルトリコのファビオラ・バレンティンさんという方が、女性同士が国際結婚されたということです。アルゼンチンでは、中南米では最も早く2010年、プエルトリコでは2015年に婚姻の平等（同性婚）が実現していますということで、このお2人も入籍されましたということです。サッカーワールドカップでアルゼンチンがオランダをPKで下してベスト4というサッカーが強い国の一番綺麗な人と、プエルトリコという、この間のWBCで日本をやっつけた国、野球が強い国の一番綺麗な人が結婚されたということでした。こちらもおめでとうございますということでございます。

7. おまけ～世界は今～ (続)

ミス・アルゼンチンのマリアナ・バレラさんとミス・プエルトリコのファビオラ・バレンティンさんの同性婚



アルゼンチンでは(中南米で最も早く)2010年に、
プエルトリコでは2015年に婚姻の平等(同性婚)
が実現している
(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2022/11/4.html)

https://www.huffingtonpost.jp/entry/miss-argentina-and-miss-puerto-rico-tie-the-knot_jp_6364694fe4b08f849aa97bc3



(ppt35)

ということで最後に (ppt37)、まずは手話通訳士のお2人にお礼申し上げたいと思います。私のこのつまらない話を手話で通訳されて本当に大変だったと思います。ありがとうございました。それと公益信託宇流麻学術研究基金様にもお礼を申し上げたいと思います。この研究の基になったものに対しまして資金の援助をちょうだいしてございます。本日は土曜日にもかかわらずお助けいただいている沖縄法政研究所、沖縄国際大学のお世話になった皆様にお礼を申し上げたいと思います。そして何よりご参加いただいた皆様、どうもありがとうございました。以上で私の話を終わりにしたいと思います。ちょっと時間は過ぎてしまいましたけども、質疑応答に移りたいと思います。一旦画面の共有を解きたいと思います。



(ppt37)

○佐藤学氏

ありがとうございました。清水先生、お疲れかと思えますけれど、ちょっと一服されてください。それからご質問があればチャットで画面の下のほうにチャットが出てまいりますので、そこに記入していただければ私が清水先生に伺うということにいたします。

ちょっと清水先生に私からも質問があって、最後の話でありましたが、これからどうするのかということで、同性婚に関してアメリカの状況で急速に動いている部分があります。1つがアメリカの連邦議会が2日前の12月9日に議会が同性結婚を合法化する法律を、下院に続いて上院も通しました。これはバイデン大統領の署名が必要なんですけど、バイデン大統領はこれを支持していますので、アメリカで法律になることは間違いないと。そうすると全米で同性結婚が合法化される。あるいはその各州の法律を超えて、連邦の法律で同性婚が合法化されるということになりますので、これは2015年、7年前に連邦最高裁判所、これが憲法の解釈を最終的に決めるところですが、2015年に同性婚を合法化しているんですね。そのとき同性婚の合法化ということで、全米で憲法に照らして同性婚というのはその合憲の行為であると、要するにそれに反してはいけないという判決を連邦最高裁判所が下しました。ここで注目すべきは、1つは、これはオバマ大統領の2期目の最後の頃なんですけども、まだオバマ大統領はご自身アフリカ系ということもあり、非常に人権問題それからリベラルな方で、おそらく本心では同性婚の合法化、合憲化を支持しているはずなんですけど、オバマ大統領の1期目の政策の方針というのは、同性婚は州ごとに決めるべきであるという、要するに全米でやるというのはまだ時期が早いと。それだけの合意ができていないという、そういうことをオバマ大統領が言っていたんです。ところがそれをオバマ大統領の任期の2期目の最後に、連邦最高裁判所が同性婚の合憲判決を下したと。さっき清水先生おっしゃっていたんですけど、流れが非常に速いという話がありました。そういうことがあって15年、その7年後に今度は法律をつくったと。ところが、これまた今の連邦最高裁判所は同性婚の合憲判決を下したときから、3人の判事が入れ替わりまして、非常に極度に保守的な人が9人中6人を占めるようになっていきます。今期の連邦最高裁判所の審査の間で同性婚に対する、言ってみれば同性婚の人、これはどういう意見かということ、同性

婚の人たちが結婚をすると、結婚式でケーキを注文するとアメリカの結婚式でいわゆるケーキ、日本みたいにハリボテではなくて、本当のケーキを注文して食べるというのがあるわけですけども、それをケーキ屋さんが保守的なキリスト教徒で、これを拒否したと。要するに同性婚が認められないという理由で拒否したと。これをめぐって裁判が起きていて、これがもうすぐこの判決が下るんですけども、おそらくこれは今の連邦最高裁判所は、同性婚の人たちに対してケーキを焼いて提供するという普通のサービスを拒否するということを認めることになる。差別を合憲化するという、そういう判決が下されるだろうという見通しが今出ています。

清水先生に伺いたいのは、今後、この前の東京地裁の判決は立法をするようにという、そういうことであるというふうに、理解したんですけども。立法するに当たって日本はアメリカよりもまだ障害が高い、大きいのではないかと、要するに国会が同性婚を認めるというような、何らかの立法をすることがあり得るのかという、今、選択的別姓すら通らない。これでどういうふうに進められるのかということ。ただ、このことと言うならば議会においての、宗教保守的な価値観を持った方たちの政治的な力というのはアメリカでものすごく強いわけです。アメリカで同性婚を認める、そういう法律ができたということもあるし、日本はこの後、どういふふうにしていけばこれが立法化に進む、あるいはもっとその法的に自治体の条例によるパートナーシップ制度ではなくて、法的に同性婚を認めることができるような方向に向かうのか、何かその展望としてはどういうことが必要なのか。お考えをお聞かせください。今ご質問が来ていますのでそちらも見ながら、今のことを清水先生にお話しただければと思います。

○清水太郎氏

ありがとうございます。アメリカの2015年のオーバーゲフェル判決というのがございまして、そのときはその連邦最高裁が、同性婚は合憲だよというふうに言って、そのときはオバマ大統領のもう終わりのときに近かったというのは素人なりに承知しているところでございます。その後はあいつになっちゃって、連邦最高裁のメンバーが減茶苦茶になっちゃって、というところまで一応個人的には承知しています。本当に細かいところまでは全然追いついていないんですけども、報道でアメリカ

かで同性婚の法律ができたというところまでは一応承知しているところで、ちょっと中身までは置いていないというのが正直なところでございます。

日本の場合なんですけども、その頃、なかなか整理するのは難しいんですが、皆さんが同性婚といって頭の中に浮かべているものが、果たしてそれと同じものなのかどうなのかというところがまずあって、異性カップルみたいに2人で婚姻届を出しに行くのが同性婚なのか、あるいはそれじゃなくて、同性パートナーシップでも別に構わないというようなものかというところは一度整理をしていく必要があるのかなと思います。最終的に求めるところというのは法律的な保護を求める同性婚なんだらうというふうに思うんですけども、そうするとパートナーシップ制度というのが、現在は同性間にしか扱えないわけなんですけど、そうすると、ちょっと屁理屈でも何でもありませんけども、イギリスにおいては、やっぱりそのパートナーシップ制度を導入したときに、最初は同性だけだったんですね。なんだけど何でそれは異性カップルは使えないんだというところが問題になったわけなんです。日本で異性カップルがそのパートナーシップ制度を使うに、例えばどういったものが想定できるかという、高齢者同士のカップル。もう例えば施設にお互い入っていて、法的な婚姻をしちゃうと遺産相続とかで揉めるんだけども、この人のことが大好きだから何か証明が欲しいときに、パートナーシップ制度というのを使うことができないかということを考える必要があるんじゃないかなと思います。

それは置いておきまして、まず第1点としては同性婚の中身を整理することで同性カップルが婚姻したときに、どういった法的効果を付与するのかということを整理するという作業が必要になってくるとは思います。でするので、この作業は実際にやるとなると、多分1個1個の、例えば扶養の関係はどうかとか、税金の関係どうなるかとかいうところ逐一見ていかなきゃいけませんので、かなり時間がかかるんだらうなと思います。その理屈を整理した上で、それを認めるか認めないのかというところを問うことになって、それが法律として通るか通らないかということですが、またその有権者の意識としては、傾向として年齢の若い方ほど同性婚に対して肯定的で、高齢の方ほど同性婚に対して否定的ということがあって、シルバーデモクラシーみたいなことを言われていますけれども、実際にその法律として、これを通したいと思いますというふうな意見を、法的効果があるかどうかは別として

アンケートとったら、多分、認められるという方向に行くんじゃないのかなというふうに思っています。アメリカで保守的な人が多いという、ペンスさんみたいな方なのかなと思ってますけども、ああいう人がいる国でも法律通ったわけですし、同性婚を認めている国々の中にはキューバみたいのも入っていますので、割と通るんじゃないかなとそこところは個人的には楽観視をしています。ただその中身どうするかと言ったときは、作業は大変になってくるんじゃないのかなと思っています。回答になっていますでしょうか。

○佐藤学氏

ありがとうございました。いや最後のお話でいうと、例えば最後に写真を見せていただいたアルゼンチンとプエルトリコの方たち、これどちらも、カトリックの国の方たちですよ。

○清水太郎氏

そうですね、はい。

○佐藤学氏

カトリック教会は同性婚を認めてないですよ。

○清水太郎氏

認めてないですね。

○佐藤学氏

そういうところでも同性婚が認められたという、だから社会規範あるいは宗教規範と、それからこの人権の考え方、かなりその人権の拡大していく、あるいは広く認めていくという流れが、私などの理解を超えて早く広がっている部分があるのかなと思って写真を拝見しました。

チャットそれからQ&Aでご質問いただいています。今2つとも申し上げます。

沖縄の基地被害の中で、米兵によるトランスジェンダーに対する暴行事件などの

事例はあるのでしょうかということです。基地内外においてそのトランスジェンダーの方が暴行を受けるというのは、そういう事例はご存知でしょうかという、そういうご質問です。

もう1つが結婚にこだわらない社会通念があるような国があるのではないかと、フランスなどはそうではないかと。そうした場合にLGBTにとって現在あるところであるということかと思えますけど、社会モデルとしてどの国が一番、現在理想的なのでしょうかとご質問、それからまた、りゅうちえるさんの新しい家族の形というものはどのようにお考えでしょうかということだと思えますけども、具体的にカムアウトされて、結婚されていた方とは結婚は解消してという、そういう在り方は今後どう考えるべきか。というか私たちはどのように受け止めるべきかということだと思えますけど、今の2つのご質問、お答えいただければと思います。

○清水太郎氏

ありがとうございます。ご質問いただいた皆様ありがとうございました。

基地被害の米兵のところはちょっと申し訳ありません。私は知見を申し上げておりません。すみません、この件は、私は回答は分かりませんということになります。お許してください。

結婚にかかわらない、LGBTフレンドリーの社会モデルはどの国が一番かということなんですけど、これも全ての国を理解しているわけではなくて、比較法の考察の対象は大体私の場合はイギリスでして、ちょっとフランスとかドイツとかというのは分かりません。ただ、フランスとかイギリスとかというのは同性婚を導入している国になっています。なので、その同性婚を導入している国という観点からいたしますと、もう30ぐらいの国と地域が導入していて、フランスとかイギリスとか、最初はオランダだったかなと記憶してはいますが、そういった国々とか、お示したアルゼンチンとか、そういった国が制度の面からしたら理想的なんだろうと思います。ただその社会として、いくら同性婚が認められているからといって、やはりそれを受け入れがたいというような意見もないわけではないと思います。そのアンケートみたいなものがどこにあるかは分からないんですけども。その同性婚を支持しているような方々が多いというのが一般的な答えになるかと思いますが、とか、

そういった地域とかですかね、がいいんじゃないのかなというふうに思います。答えとしてこの国が一番ですということはちょっと申し上げにくいところがございます。

あと、りゅうちえるさん、沖縄出身のタレントの方ですね、新しい家族はどういったものかというのはちょっとなかなか分かりません。個人的に思っていることを申し上げます。たしか、りゅうちえるさんとぺこさんが結婚して子供ができて、離婚して、りゅうちえるさんが新しい家族の形みたいなことをおっしゃっているというような形で理解していますけども、私が個人的に思ったのは、りゅうちえるさんはそれでいいとして、ぺこさんはどう思っているのかなということですね。自分とその子供を置いて新しいところへ行っちゃったというところを、元妻子の立場からしたらどういうふうに思うのかということを考えてみると、責任という面からしてどうなんだろうかなというふうに思います。もちろん、りゅうちえるさんが個人的に新しいところに行きたいということを否定することは誰もできないんですけども、かといって元妻子の犠牲の上に成り立つと言うとちょっと言い過ぎですけど、そういったことはあってはならないはずですので、そちらが気になったというのが僕の感想になります。答えになっていますでしょうか。

○佐藤学氏

ありがとうございました。もうこれ非常に、一般的なことを言えば本当に個々の個人、家族、カップルの在り方でそれは解決していくべきものだろうなというふうに私は考えておりました。

それから最初のご質問で米軍によるトランスジェンダーに対する暴力事件等々はあるのかという話で、女性に対しての暴行事件に関してアメリカ軍は、ペンタゴンは非常に詳細な調査を毎年やっていて、毎年報告書を発表しています。非常に多くの女性兵士が米軍基地の中で、暴行を受けています。毎年9000人近い兵士たちが性的暴行を受けていると。それは届けが出ているだけの話で、実態はもっと多いという。その報告書を毎年出しています。このご質問を受けて考えてみたんですけども、このトランスジェンダーもしくはMale to Femaleの方たちというのは特定されて出てなくて、男女で出ています。男性の被害者というのも出ていますので、お

そらくそれがご質問にあったトランスジェンダーの方を含めた男性の暴行というのが、これあんまり決めつけてはいけませんけれども、アメリカの保守的な人たちの中では、そのゲイの人たちに対する暴力事件というのはしばしば起こることなので、軍隊の中でもあるのかもしれない。アメリカ軍が同性愛の人を兵隊として取るかどうかということ、最近また方針がトランプ政権で変わったりしていますので、公然としたゲイの兵士というのはあまりいないんですけども、それがおそらく統計としては出てこないのかもしれないですね。ということが私が知る限りの答えです。ありがとうございました。

もう本当にたくさんのことを学ばせていただきました。もう1つ最後のほうで沖縄のことでお話があったので、中学校のジェンダーフリーの制服を求めるということを、那覇市の中学生がそれを求めて、それを市が取り入れたというそういう運動がありました。

○清水太郎氏

仲井真中学校でしたっけ。

○佐藤学氏

仲井真ですね。本当にそういう若い人たちが、そういう身近なところから、今不利益を受けている、辛い思いをしている人たちがいて、同級生がいて、この人たちの本当に実践だと思うんですけど、人権を守るということがそういうところから始まるんだということを、沖縄の子供たちが、若い人たちがやったということは、これは大きな希望だろうと僕は思っているんですけども、そこをちょっと思い出しました。

本当に今日はありがとうございました。沖国大法学部と沖縄法政研究所への大きな宿題までいただきまして、清水先生も清和大学で頑張っていただきたいということで、これにて本日の清水太郎先生の講演会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

今年度の施政権返還50年というこの企画、3つ目の企画をこれで閉めさせていただきますので、清水先生ありがとうございました。

○清水太郎氏

ありがとうございました。

○佐藤学氏

この後、事務連絡、お願いがございますので、法政研からよろしく申し上げます。

○司会

本日は第48回講演会にご参加いただきありがとうございました。

アンケートご協力のお願いです。後ほどメールでお送りします。今後のシンポジウムや研究会等の企画に役立ててまいりますので、ぜひご協力いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○佐藤学氏

清水先生、ありがとうございました。これにてZoom、ウェビナーを閉めさせていただきます。ありがとうございました。

○清水太郎氏

どうも皆さんありがとうございました。失礼いたします。

* 本稿は、2021年度公益信託宇流麻学術研究助成基金研究助成金（研究テーマ「沖縄県における性の多様性に関するルールの検討」）の研究成果の一部である。また、講演録なので、参考文献の呈示は必要最小限度にとどめた。